

【令和2年第6回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和2年12月11日 健康福祉委員長 原 典之

○「議案第156号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第158号 かわさき総合ケアセンター条例を廃止する条例の制定について」

《意見》

* 社会福祉施設の運営については公的責任及び役割があると考え、民設化を行う本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第159号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 利用者の安全・安心を担保する取組について

事業者において不祥事等の事案発生を防止するための取組を行うとともに、事業所においては、事案発生前の段階における利用者からのメッセージにアンテナを巡らせて事前に対処できるような職員の育成に向けて、事案の検証及びOJTによる指導を行っていく。

* 民設化後におけるコンプライアンス等の担保に向けた市の関与について

本件施設は貸付けにより民設化するものであり、3年に1度、第三者評価を受けることを条件としている。事業者と適宜協議を行うとともに、実地指導により直接現場に出向くことで、これまで以上にきめ細かなチェックをしていきたいと考えている。

* 直近の第三者評価の実施日及び評価結果のホームページへの掲載について

指定管理期間内に第三者評価を受けることは認識しているが、直近の第三者評価の実施日については、今、手元に資料がないため答弁できない。また、評価結果がホームページに掲載されていることは確認している。

* 施設の役割として地域へ情報発信を行うことの具体的取組について

本施設は重度の障害がある方や自閉症の方のための通所施設であり、施設に対する理解を深めてもらうことを目的として、地域の方に対し研修を行っているが、民設化後においても地域へのアプローチの取組が必要になると考えている。

《意見》

* 第三者評価結果は対外的に適正に公表されるべきものであるため、最新の結果がホームページに掲載されているかを改めてしっかりと確認してほしい。

* 本施設は障害者の生活介護、自立訓練を行う通所サービス等を行い、障害者一人

ひとりの人権を保障する上で高いサービス水準が要求される一方で、民設化により公的責任の後退が危惧されることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第160号 川崎市高齢社会福祉総合センター条例を廃止する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 無償譲渡から建て替えによる譲渡に変更した経過及び根拠について

令和2年2月から5月にかけて公募を行ったが事業者からの応募がなかったため、各事業者との協議を経て、8月に再公募、10月に選定委員会を実施した。応募事業者から施設の全部建て替え及び既存施設の一部建て替えの提案がなされたが、選定委員会での審議の結果、一部建て替え工事に伴う騒音、振動による既存利用者へ影響等を考慮して、全部建て替えの案が採用された。

* 建て替えに掛かる費用負担について

応募事業者が計算した建て替え費用の概算によれば、全部建て替えの場合は、解体、建築、設備等のため約25億円掛かるとされており、そのうち、解体工事費及び補助金として約9億円を市が補助し、残額を事業者が負担することになる。一部建て替えの場合は約16億円掛かり、そのうち、解体工事費及び補助金として約5億円を市が補助し、残額を事業者が負担することになる。

* 建て替えに伴う利用者の移転について

建て替えが完了するまでの一定期間において、現在の利用者は別施設への移転が必要となるが、移転先での利用料が現在と同額になるように調整を行っている。移転先については、自宅住所が利用者ごとに様々であるため、各利用者及びその御家族の意向を聞きながら移転先を決めていくことになる。

* 建て替えに要する期間について

利用者の移転後、既存建物の解体、新築工事を行うことになることから、令和7年3月完了を目途としている。

* 民設化に伴う事業所職員及び業務の引継ぎについて

民設化により事業者が変更となるため、事業所職員の引継ぎについては、現行事業所の職員への意向調査を行った上で、新旧事業者間で調整がなされるよう働き掛けることを考えている。業務の引継ぎについては、事業者間で引継ぎがなされることになるが、市としても利用者家族の納得が得られるよう、間に入って説明をしていきたいと考えている。

《意見》

* 建て替えに伴う移転により利用者の生活環境が二転三転するため、利用者へのフォローをしっかりと行ってほしい。

* 事業者の変更に伴って、現場に混乱が生じないように、何より利用者が悲しまないように、市としてしっかりと指揮を取ってほしい。

* 消防局及び消防団において解体前の公的施設を用いて災害対策の訓練を行っている

るため、本施設の解体に際しては消防局に情報提供を行ってほしい。

- * 社会福祉施設の運営については公的責任及び役割があると考えため、民設化を行う本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第167号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第187号 柿生学園の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 指定管理料の積算根拠及び今期と次期の相違点について

過去の実績を含めて算出した人件費等に必要な事業費を加えた額と法定給付額との差額を指定管理料として積算している。柿生学園は利用者の高齢化に加え、重度の知的障害を持った方が多く利用しており、障害の重度化が見込まれるため、法定の人員よりも多くの専門職員を配置することを考えている。そのため、次期においては、その分の人件費を多く計上している。

- * 社会福祉事業団への拠点区分間繰入金の額の妥当性について

拠点区分間繰入は社会福祉法人としての会計事務の中で行われているものであり、指定管理料の算定に反映させるものではあるが、個々の金額の妥当性については検討を行っていない。

- * 本施設と同等額の拠点区分間繰入を行っている施設の有無について

拠点区分間繰入は各施設における自助努力等によって金額が算出されるものと認識しているが、各施設の金額までは把握していない。

- * 拠点区分間繰入金の透明性の確保について

各施設が単独で経営を継続できることを前提として、それぞれが利益を上げることで事業者本体が形成される構造でなければならないと考えている。拠点区分間繰入金額の多寡については、全ての施設の決算額を把握しているわけではないが、多額であることを理由に指定管理料を減額した事例もあるため、事業を遂行した上で利益を上げているのであれば減額していくべき課題であると認識している。また、配置すべき定員を配置せずに拠点区分間繰入をしているような場合であれば、次年度以降減額の対象になるという条項を仕様等に盛り込んでおり、対応していくことになる。

- * 今期における事故件数及び再発防止策について

令和元年度において報告された事故は9件であるが、平成30年度以前の事故件数についての資料は持ち合わせていないため答弁できない。本市においては再発防止に向けた実地指導を実施しており、社会福祉事業団においては各施設のチーフ級を対象としたコンプライアンス会議を実施し、高齢、障害及び保育の各分野に担当制を設けて、現場の職員を含めて再発防止に向けて対応して

いると聞いている。

*** 指定管理者選定評価委員会委員への不祥事等の情報提供について**

事前に選定評価委員会の委員に対して事業者からの説明資料を送付し、委員会当日に事業概要の説明及び質疑応答を行っている。

*** 選定評価委員会におけるコンプライアンスに関する議論について**

委員に対して議論の内容を指定するようなことはしておらず、各委員が事業者に対して確認したい事項を質問しているため、柿生学園については、結果としてコンプライアンスに関する議論がなかったものと受け止めている。

*** 選定評価委員会の議論活発化に向けた働き掛けを行うことへの考えについて**

活発に議論していただく必要があることは認識しているが、現実としてそのようになっているとは言い難い部分がある。今後、委員長及び各委員と相談の上、議論の活発化に向けて取り組んでいきたいと考えている。

*** 次期指定管理期間において不祥事が発生した場合及び改善が見られない場合に非公募更新制を採用しないことへの考えについて**

次々期の指定管理において非公募更新を予定しているが、次期5年間の運営において事故の多発や、不祥事が発生する場合には、非公募更新ではなく通常の更新を行うことを考えている。

《意見》

*** 指定管理料を市が負担している以上、拠点区分間繰入によって施設から事業者に多額のお金が出ていることをしっかりと精査した上で、事業者に対するモニタリングを行ってほしい。**

*** 曖昧な答弁や抽象的な答弁は、事業者に対するモニタリングがしっかりと行われているかどうかに関わってくるため、好ましくない。また、指定管理議案は5年に1度しか議論しないものであり、利用者の生命に関わる事案に発展してしまう場合もあるため、議案審査に向けて、想定問答の作成等の準備をしっかりと行なってほしい。**

*** 不祥事案件は利用者の生命及び財産に影響を与えるものであり、これを踏まえた選定評価委員会での充実した議論を行ってもらうため、委員への説明を丁寧に行うなど事前の準備をしっかりと行ってほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第188号 中央療育センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 選定に際して考慮された入所児童の死亡事故を踏まえた安全対策について**

本施設は職員数が減少した時期があり、職員数はサービスに影響を与えるものであると認識しているため、人材確保の観点から、選定評価委員会委員に社会保険労務士を選任して労務関係の確認を行っている。また、事業者による研修及び現場の職員によるOJT等の職員の研修環境を整備することを確認している。

*** 選定評価委員会委員への事前の情報提供及び議論の活発化について**

選定評価委員会の際に、本施設において入所児童の死亡事件が発生した旨を説明している。また、選定評価委員会の中でどういった議論をしてほしいのかを整理した上で各委員にその意向を伝えていくなど、議論の活発化に向けて取り組んでいきたいと考えている。

*** 横領の再発防止に関する取組について**

横領は本施設とは別の施設で発生しているものではあるが、横領行為の発生が当該事業所特有の問題なのか、事業者の問題なのかを精査し、事業所及び事業者それぞれと再発防止に向けて話し合いを行っている。

*** 指定管理料増額の根拠について**

本施設には指定管理とは別に委託している業務があるが、来年度からはこれを指定管理業務に組み込むことになるため、その事業費分を増額している。

《意見》

* 事業者の選定は利用者の命に関わるものであり、選定評価委員会では活発に議論がなされることが望ましいと考えるため、議論が抽象的なもののみになってしまうことがないように、しっかりとした準備を行ってほしい。

* 選定評価委員会の議論において、横領等の不祥事の再発防止についての議論がなされていないため、事業者が再発防止に向けて何に重きを置いているかを委員にしっかりと示してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第189号 三田福祉ホームの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 施設の老朽化に関する課題について**

事業者からは入浴設備の修繕についての相談を受けているため、計画的に修繕することを検討している。

*** 令和7年度以降の施設廃止に伴う利用者への配慮について**

代替機能となり得るグループホーム、相談支援事業所及び自立支援センターの施設の整備を検討していく必要があると考えている。

*** 職員の確保について**

施設長を含めて4名配置されている。

《意見》

* 令和7年の廃止に向けて、利用者及び利用者家族に対して丁寧に説明をした上で取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第190号 川崎市中心部リハビリテーションセンター井田障害者センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 現行事業者に実績評価点が加味されていない理由について

本施設は、従来、有機的連携の促進を目的として共同事業者による運営を行ってきたが、今後は、日進町に開設予定の総合リハビリテーションセンターにおいて行政の役割を担い、各事業所において専門性を持たせるという考え方に基づき、施設ごとの公募を行うこととなった。過去の共同事業者としての運営においてDランクという、実績評価点がマイナスになる評価がなされており、3つの施設を1つずつに分割したことを踏まえて、実績評価点を0点として算定している。

* 現行事業者における課題について

職員の確保において、運営上問題があったという評価がなされている。

* 次期指定管理における拠点区分間繰入金の想定額について

全国調査における民間の収支差率約6%を基に計算し、約400万円であると想定している。

《意見》

* 指定管理料は本市の税金で賄われている以上、指定管理料の算定の妥当性を担保するため、拠点区分間繰入等の事業者の動向についてしっかりと連携を図って精査してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第191号 川崎市中部リハビリテーションセンター井田日中活動センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 選定事業者と次点の事業者との評価点差について

選定事業者が559点であったのに対し、次点事業者は547点であった。

* 次点の事業者における実績評価点の加味について

過去の共同事業者としての運営においてDランクという、実績評価点がマイナスになる評価がなされており、3つの施設を1つずつに分割したことを踏まえて、実績評価点を0点として算定している。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第192号 川崎市中部リハビリテーションセンター井田地域生活支援センターの指定管理者の指定について」

《意見》

* 井田地域生活支援センターではないが、平成29年度に職員間のパワハラや利用者に対する平手打ちなどの事案が発生しているため、次期指定管理における再発防止に向けて、しっかりとウォッチングを行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第193号 ふじみ園及び川崎市南部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 収支実績の記載方法の明確化について

御指摘のとおり、分かりづらくなっている部分があり、監査の対象になるものでもあるため、事業者と協議して分かりやすい表に改善していきたいと考えている。

* 収支実績における市単独加算の計上について

自立支援費等の中に計上されている。

* 施設の老朽化対策について

利用者の安全性及び快適性の維持のため、施設の老朽化は課題の一つとして把握しており、事業者の建築士による建物の評価・検証の結果、緊急性の高い修繕及び必要な修繕計画についての要望を受けている。

《意見》

* 議案審査に当たっては、収支実績の記載方法を明確にするとともに、総括評価シートの内容についてはしっかりと答弁できるように準備を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第194号 川崎市中部身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 今期の施設の稼働率について

施設の利用率は年々低下している。主な要因として、平成29年度は前年度に比べて4,000人ほど利用者が減っているが、ボランティア団体の営利を目的とした不適切利用が確認されたため、当該団体に利用制限を行ったという経緯がある。また、近年の減少については、障害児のタイムケアモデル事業の廃止が影響しているものと考えている。施設利用率の向上に向けて、地域住民との交流ができるコミュニティカフェの開催等について、利用者の意見を踏まえて事業者と協議することで環境整備に努めている。

* 講習会の開催数及び参加者数が少ないことへの改善策について

市内に4か所ある身体障害者福祉会館の館長会議において、地域との交流を深めるため、学校への働き掛けを積極的に行っている事例があることを共有しており、効果的な利用率の向上につなげていきたいと考えている。

* 収支計画における収入額増加の根拠について

川崎市中部身体障害者福祉会館には生活介護の作業室があり、自立支援給付費による収入の増加及び利用者増に伴う収入の増加を見込んでいる。

《意見》

* 新しいコミュニティ施策の取組を行っている市民文化局と連携して、施設の利用

率向上に向けて、しっかりと取り組んでほしい。

- * 一者選定を理由として問題なしとはせず、選定評価委員からの厳しい意見を踏まえて、利用率の向上に向けた新たな施策の展開を促してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第195号 川崎市北部身体障害者福祉会館及び川崎市わーくす高津の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 施設の維持管理に関する事業者との協議状況について

利用者の利便性向上に向けた老朽化対策について、事業者からは、1階の会議室、集会所、入口付近、2階の床及び会議室のリニューアルに関して意見を受けている。今後、定期的に修繕を実施できるよう、事業者と協議を行っていきたいと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第196号 川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第197号 川崎市聴覚障害者情報文化センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 非公募更新における質の担保について

手話には方言や利用者ごとの言い回しがあり、長年に渡って関わることで一定のサービスの質が担保される。また、資格取得後もスキル向上を目的とした研修を積極的に行っている当法人との連携を図っていきたい。

- * 利用者の満足度調査の実施について

年に1回、利用者に対するアンケート調査を実施しているとともに、事務室において利用者の意見を聴取しており、課題等を把握した上で解決に向けた取組を行っている。

- * 今期の利用者意見について

コロナ禍及び災害への対応を見据えて、ICT技術を導入して遠隔手話を実施することについての意見があった。

- * 選定評価委員会における計算書類の提出に関する疑義について

本来であれば法人としての計算書類を提出すべきところ、同じ内容であり、県の監査等でも提出している社会福祉事業区分のみの書類の提出がなされ、その誤りについて指摘がなされたが、インターネット上で事業所の書類を確認し

てもらうことで対応した。

*** 遠隔通訳システムを活用した情報保障の具体的取組について**

タブレット端末等のICT技術を活用した情報保障が増えてきているため、令和3年度中にこれらの円滑な利用支援を実施することを検討している。

*** 指定管理期間の管理運営状況が優良であったことの評価について**

本事業者の年度評価においてB以上という基準をクリアしている。

*** 指定管理の見直しに関する他事業者からの問合せ等の有無について**

他事業者からの問合せ等はなかったと記憶している。

《意見》

*** 非公募更新である本件においては、コンプライアンス及び透明性の確保のため、選定評価委員会の審議に向けて、事業者の財務状況や収支実績等の審議に足りるだけの十分な情報公開を事業者にしかりと求めてほしい。**

*** 施設のより良い運営に向けて川崎市ろう者協会と十分な意見交換を行ってほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第198号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 指定管理料の積算根拠について**

内訳としては、人件費約3,000万円、事務費のうち委託料約9,000万円及びその他事業費等となっている。施設利用に関する減免要綱の整備及び吊り天井の大規模修繕を行うことに伴う減収等を理由に増額している。

*** 大規模修繕に伴う市民への影響について**

令和4年から2年間、大規模修繕を実施する予定としており、この期間はホールと大会議室が使用できなくなり、代替施設を使用してもらうことになるため、徐々に周知を行っている。

《意見》

*** エポックなかはらは利便性も高く利用者も多いため、大規模修繕による利用者への影響については、関係団体及び利用者への周知をしかりと行ってほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第199号 川崎市恵楽園の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第206号 令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「諮問第1号 生活保護費返還金の督促に関する処分に係る審査請求について」

《主な質疑・答弁等》

* 審理員が本件審査請求を棄却すべきであるとした理由について

本件処分は、審査請求人が返還金を納期限までに納付しなかったために行ったものである。督促処分は納期限から20日以内に行わなければならないが、本件処分は返還金の納期限である令和元年10月31日から20日以内である11月20日に行っており、督促に係る納期限は督促状送付の日から起算して10日目が土曜日であったことから、本件では休日後の12月2日としている。したがって、本件処分は、地方自治法、債権管理条例及び債権管理規則に基づいた適法な処分であると考えている。これに対し、審査請求人は、原処分に対する審査請求がなされている間に本件処分がなされたことについて違法又は不当を主張しているが、審査請求においては執行不停止が原則となっており、また、原処分については県知事において審査されるべき事項であり、本市では審査できないため、審理員は本件を棄却すべきものとして認識している。

* 原処分に係る県への資料提供について

保護決定通知書、ケース記録、立退料等の挙証資料を提出している。

* 返還後の生活保障に関する確認について

生活保護の収入認定に際しては、必要経費を差し引いて内容審議をした上で決定を行う。原処分は、立ち退きに関わる諸経費及び自立更生に関わる費用を必要経費と認めた上で決定を行っている。

* 決定行為を複数回行った事実の有無について

本件において事務遅延や計算誤りにより決定行為を複数回行ったという事実はない。

* 本諮問の議会への提出に関する審査請求人への情報提供について

審査請求があった際、議会に諮問することを審査請求人に説明し、御了解をいただいている。

《意見》

* 審議するに当たって、個人情報保護という言葉により委員が委縮するような発言は控えてほしい。

《審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答

○「請願第17号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願」

《請願の要旨》

望まない受動喫煙を防止し、喫煙者及び非喫煙者双方が気持ち良く生活できるよう、地方たばこ税の一部を活用して分煙環境を整備することを要望するもの。

《理事者の説明要旨》

たばこの火から歩行者を守り、身体及び財産の安全を確保することを目的として、川崎市路上喫煙の防止に関する条例を平成18年4月に施行しており、特に人通りの多いターミナル駅周辺等の路上喫煙防止重点区域内には、公共喫煙所の一つとし

て、指定喫煙場所を市内15か所に設置している。

望まない受動喫煙の防止を図るため、改正健康増進法が平成30年7月に成立・公布され、令和2年4月1日に全面施行された。病院や学校、行政機関等の第一種施設については令和元年7月1日から敷地内禁煙となっているが、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が採られた特定屋外喫煙場所は設置することができる。この必要な措置とは、喫煙をすることができる場所が区画されていること、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること、第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置することである。

喫煙室の設置助成について、次の3つの制度がある。1つ目として、国の財政支援である受動喫煙防止対策助成金は、労働者災害補償保険が適用される中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などに掛かる工費、設備費、備品費、機械装置費等の経費に対して助成を行うものである。2つ目として、国による特別償却又は税額控除措置は、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を活用するものである。商業・サービス業等を営み、青色申告書を提出する中小企業者等が、令和3年3月31日までに認定経営革新等支援機関等による経営改善に関する指導に基づいて一定の要件を満たした経営改善設備等の取得を行った場合に、取得価額の特別償却30%又は税額控除7%の適用が認められるものである。3つ目として、県による融資・利子補給制度は、喫煙室等を整備しようとする中小企業者への金融支援策として実施しているものである。助成対象は、県の認定を受けて県の公共的施設における受動喫煙防止条例に適合する喫煙室等を整備しようとする従業員数30人以下の中小企業者として

いる。

路上喫煙防止の取組として、路上喫煙防止対策指導員による巡回指導、啓発キャンペーン活動のほか、路面標示、のぼり旗・電柱幕の設置、ポスター掲示、市インターネットホームページへの掲載、市営バス車内広報等の各種広報を実施している。

受動喫煙防止の取組として、受動喫煙防止対策会計年度任用職員による飲食店等への戸別訪問を行い、改正法の制度周知等を図るとともに、市民や事業者からの相談・通報対応の際には、喫煙する場合及び喫煙場所を設置する場合において、周囲の状況に配慮する義務があることを説明している。また、九都県市で共同作成したロゴマークを活用したポスターの掲示や市インターネットホームページへの掲載のほか、市営バス車内広報等の各種広報を実施している。

請願の要旨「1 地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙所や特定屋外喫煙場所等の増設・維持を積極的に進めること」については、指定喫煙場所は、日本たばこ産業株式会社から施設・設備を寄贈いただくこと等により整備・改修を行っており、今後も引き続き御協力をいただきながら、必要に応じた指定喫煙場所の環境改善に向けて取り組んでいく。また、特定屋外喫煙場所は、改正健康増進法の趣旨である受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮し、敷地内禁煙による受動喫煙対策を講じることが必要と考えているが、市民等施設を利用する喫煙者への便宜を図る観点から、必要がある場合には、施設管理者の判断の下、必要な措置を講じた上で特定屋外喫煙場所を設置できることとしている。

請願の要旨「2 地方たばこ税の一部を活用し、公共施設や飲食店等の喫煙室設置助成を進めること」については、ホームページやチラシを用いた広報において、既存の国による財政・税制支援である受動喫煙防止対策助成金等について周知し、事業者の負担軽減に努めていく。

請願の要旨「3 地方たばこ税の一部を活用し、喫煙ルール向上に関する普及啓発等の事業に充当すること」については、路上喫煙の防止や望まない受動喫煙を防ぐ観点から、喫煙する場合も配慮義務があること等、喫煙ルールの徹底やマナー向上に関する普及啓発等の効果的な手法について検討していく。

請願の要旨「4 国に対し、貴自治体として、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる全国的な制度の整備を要望していただくこと」については、令和2年1月23日付け総務省自治税務局「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」において、望まない受動喫煙を防止するため、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討することについて記載されたことから、効果的な受動喫煙防止対策について検討していく。なお、約90億円の税収を上げるたばこ税は大変貴重な一般財源であることから、市のたばこ税を目的税化すること及び国に対して要望することは検討していない。

《主な質疑・答弁等》

* 本市における過去3年間の地方たばこ税収入の推移について

市たばこ税の決算額は、平成29年度が88億1,500万円、平成30年度が87億6,000万円、令和元年度が88億7,400万円となっている。

* 受動喫煙対策及び分煙対策に係る過去3年間の予算額について

健康福祉局所管のたばこ対策に係る事業の予算額は、平成30年度が63万9,000円、平成31年度が1,110万7,000円、令和2年度が1,578万円となっている。市民文化局所管の川崎市路上喫煙の防止に関する条例に基づく事業の予算額は、平成30年度が1,111万6,000円、令和元年度が1,138万2,000円、令和2年度が1,983万7,000円となっており、加えて、各年度において指導員の人件費およそ7,000万円を計上している。

* 市が受動喫煙防止対策助成金を分煙対策に利用することの可否について

受動喫煙防止対策助成金は事業者に対する財政支援であるため、市が利用することはできない。

* 受動喫煙防止対策助成金制度及び融資・利子補給制度の利用制限の有無について

県からは、2つの制度を共に利用することに何ら制限はないと聞いている。

* 地方たばこ税を活用した具体的な受動喫煙防止策について

禁煙に向けた普及啓発の取組、たばこの害に関する健康教育の取組、分煙環境を整備する取組等、専門家の意見を参考にしながら様々な手法を研究し、効果的な受動喫煙防止策を検討していく。

* 本市の予算により屋外喫煙所を整備することへの考えについて

屋外喫煙所は、日本たばこ産業株式会社から施設・設備を寄贈いただくことにより整備を行っているが、屋外喫煙所を整備する際には、歩行者の安全に配

慮した設置スペースの確保等が課題となっている。改善が必要な喫煙所について、課題が解決できる場合に、整備を検討していきたいと考えている。

*** 受動喫煙によって引き起こされる健康被害について**

受動喫煙による一般的な健康被害としては、肺がん、心筋梗塞、狭心症、虚血性心疾患、脳卒中等があり、その他、臭気による鼻への刺激感、乳幼児突然死症候群、子どものぜんそくの既往、COPD等が挙げられる。受動喫煙による死亡者数は年間で約1万5,000人に上るといわれている。

*** 保育園、幼稚園、学校、公園等における子どもの受動喫煙防止の取組について**

健康増進法が改正された趣旨は、第一種施設及び第二種施設の区分を設け、比較的受動喫煙に弱いとされている子ども等へ配慮する点にあり、このような趣旨を踏まえた取組を強化していかなければならないという認識を持っている。受動喫煙における弱者への配慮という観点を強調したチラシ等を作成し、引き続き市民への啓発活動に継続して取り組んでいく。

*** たばこ対策推進検討会の実施状況等について**

たばこ対策推進検討会は、県が全国に先駆けて条例を制定した時から設置されている有識者会議であり、毎年開催されている。県からの諮問に基づいて、たばこ対策に関する事項について協議を行うものと認識している。

*** 市有地以外の土地に設置された屋外喫煙場所の有無について**

鷺沼駅において、東急株式会社の所有地を無償で借り受けて指定喫煙場所を設置している例がある。

*** 屋外喫煙場所の設置に当たっての民有地の活用について**

安定した既存の設置スキームに従い、市有地での設置を第一と考えている。

*** 新本庁舎における喫煙場所設置の考えについて**

現時点では未定である。

*** 川崎駅西口の喫煙場所における空気清浄機等の設置について**

屋外での電気設備の設置は維持管理が困難であるため、空気清浄機等を設置することは考えていないが、状況を把握するため、引き続き指導員による巡回を実施していく。

*** 新川崎駅の喫煙場所におけるパーティションの設置について**

2メートルから3メートルの高さのパーティションを設置する場合、40センチメートルから60センチメートル程度の深さの基礎を整備する必要があるが、こ線橋上にある新川崎駅の喫煙場所では基礎を整備することが難しいため、植栽で囲うという手法を採用している。

*** 寄贈に基づく指定喫煙場所等の設置の有無について**

重点区域に設置している指定喫煙場所は市内に15か所あり、パーティション、灰皿やこれらの設置費用等の全てが、日本たばこ産業株式会社からの寄贈によるものであるが、屋内喫煙場所を設置した例はない。

*** 分煙施設を設置することへの考えについて**

たばこを吸える場所があることで吸いたくなる気持ちを誘発してしまう場合があると認識しており、分煙のための施設を設置することが必ずしも受動喫煙

の防止に役立つかどうかは明言できない。

*** 武蔵小杉駅東口の喫煙所における受動喫煙防止策について**

当該喫煙場所が井田病院行きのバス停近くにあり、病院利用者の方から喫煙場所を移動してほしいとの要望があることは認識している。喫煙所の移設等の対応の必要性については、当該喫煙場所の利用状況、駅利用者の状況、法令上の取扱い、厚生労働省から発出された屋外喫煙場所を設置する際の技術的留意事項等を踏まえて、総合的に検討していきたいと考えている。

*** 重点区域の拡充に対する考えについて**

川崎市路上喫煙の防止に関する条例は、たばこの火から市民の身体及び財産の安全を守ることを目的としており、重点区域の設定に際しては、当該区域の通行量や市民の意見等を総合的に考慮して検討していかなければならない。駅周辺の再整備等に伴って人の流れが大きく変わることが想定される区域については、重点区域の見直しを検討していく。現在再開発等を行っている登戸駅及び鷺沼駅周辺は、事業の完成時に重点区域について見直しをする必要があると考えている。

*** 路上喫煙防止対策指導員による巡回場所及び方法について**

重点区域である駅周辺を対象としているが、過去に路上喫煙が確認された場所や苦情等が寄せられた場所を重点的に巡回している。シフト制により7時から22時までを巡回時間としており、直近では、重点区域の周辺を129回、その他の重点区域外の駅等を17回の計146回の巡回を行っている。

*** 重点区域外である学校等における路上喫煙防止の啓発ポスターの掲示について**

従来は重点区域での掲示を想定したポスターのみを作成していたが、現在では、重点区域外においても掲示することができるポスターを作成し、市立小中高等学校、特別支援学校、保育園及び地域子育て支援センターの合計178校26園5施設、民営保育園430園に送付している。また、受動喫煙防止に関するポスターを市内広報掲示板538か所において一定期間掲示している。

*** 市内全域に啓発ポスターを掲示することへの考えについて**

路上喫煙防止の啓発は当該地域の状況に応じた取組が必要であるため、市民からの意見を基に、必要性の高い場所での電柱幕を用いた効果的な啓発活動を行うことで啓発を促していきたいと考えている。

*** 健康増進法の改正に伴う路上喫煙防止条例改正の考えについて**

路上喫煙防止対策を推進することが分煙にもつながると捉えているため、現行条例に基づいて、引き続き指導員による巡回、指導等を実施するとともに、条件が整った指定喫煙場所の改修により、環境改善に取り組んでいく。

*** 法改正等を踏まえた受動喫煙防止の取組における今後のビジョンについて**

改正法においては、屋内の受動喫煙防止について細かな規定が置かれている一方で、屋外の受動喫煙が健康に害を与えるエビデンスは一般的にないとされていることを背景として、屋外の受動喫煙防止については配慮義務のみを課している。法改正等を踏まえた本市の対応としては、まずは国が定めた屋内での受動喫煙防止の規制に取り組むとともに、制度周知を行うことで、受動喫煙防

止に関するルールをしっかりと守ってもらえるようにしていく必要があると認識している。

*** 局横断的な協議による柔軟な対応について**

分煙施策を進めていく必要があるものの、局ごとに個別に対応している限りはなかなか先に進まず、屋外、屋内という枠で考えている限りは解決が難しい問題であると認識している。現時点でたばこ税を目的税化することは難しいと考えているが、柔軟な対応に向けて、財政局と協議するなど調整を図っていく。

《意見》

- * 受動喫煙防止に向けて、従来の方法に縛られることなく柔軟に対応していくために、局横断的な協議を行い、民間企業のノウハウ等を活用することで、これからの川崎市におけるたばこに関する施策のビジョンをしっかりと示してほしい。
- * 受動喫煙による健康被害を防止することは非常に重要であると考え、歩行者の通行量及び周囲の状況を考慮して、喫煙所の設置場所及び設備を見直してほしい。
- * 地方たばこ税による収入が一定程度ある以上は、路上喫煙防止の観点を含めて、分煙対策に資する効果的な財政措置がなされるべきであると考え、今後の予算の使い道を改めて検討してほしい。
- * 分煙環境の整備においては欧米の悪い部分を参考にするのではなく、日本ならではの分煙対策を検討し、自治体の責務としてしっかりと取り組んでほしい。
- * 法律の趣旨を踏まえ、市の施設に喫煙所を設置するなどの分煙環境の整備に向けた取組を行ってほしい。
- * 受動喫煙防止対策助成金制度及び融資・利子補給制度について、利用しようとする事業者が誤った認識により利用をためらうことがないように、適切な情報の周知に努めてほしい。
- * 重点区域外においてたばこのポイ捨て等がなされている実態がある以上、啓発の観点を含めた屋外における受動喫煙防止の取組について、従来の対策を改めて見直してほしい。
- * 重点区域外の学校等に送付したポスターが、実際に地域の住民及び通行人に対する啓発につながるように活用されているかどうかについて、今後しっかりと確認してほしい。
- * 重点区域に指定されていない駅において路上喫煙及びたばこのポイ捨てがなされる例があるため、分煙のための環境整備に向けた施策を検討してほしい。
- * 重点区域外の大規模な商業施設等の周辺では路上喫煙が見受けられるため、路上喫煙防止対策指導員による巡回について、臨機応変に対応してほしい。
- * 武蔵小杉駅東口の指定喫煙場所は、井田病院に通院している方が多く利用する井田病院行きのバス停のすぐ近くにあるため、受動喫煙を防止するための対応を早期に行ってほしい。

《取り扱い》

- ・川崎市路上喫煙の防止に関する条例が制定されてから10年が経過しており、これまでの実績を踏まえ、たばこ税を有効活用して受動喫煙を望まない方々のため

にどう対応していくかという課題に局横断的な対策を講じていくべきであると考えている。また、地方たばこ税を目的税化するという視点だけではなく、地方と国のたばこ税の配分比率の問題等も含めた中でどう対策を講じるべきかについても議論していく必要があるため、本請願は採択すべきである。

- ・市としてさらに積極的に分煙環境の整備を進めるべきと考えるため、本請願は採択すべきである。
- ・多額のたばこ税を徴収しているという中で、分煙施設の整備を含めてしっかりと対応していく必要があると考えるため、本請願は採択すべきである。
- ・特定屋外喫煙場所は第一種施設の中に例外的に設置するものであり、新たに設置することは受動喫煙防止の観点からも課題があると考えられるため、公共喫煙所、特定屋外喫煙場所等の増設を求める本請願は不採択とすべきである。
- ・本日の議論を踏まえると、本請願は採択すべきである。

《 審査結果 》

賛成多数採択